

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（公印省略）

令和3年度以降の病床機能報告における入院診療実績の報告内容等について

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の13の規定に基づき、病院又は診療所であって一般病床又は療養病床を有するもの（以下「病床機能報告対象病院等」という。）は、毎年7月1日時点における病床の機能と2025年の病床の機能の予定、入院患者に提供する医療の内容等を都道府県知事に報告（以下「病床機能報告」という。）することとなっている。

病床機能報告における報告内容について、入院患者に提供する医療の内容のうち電子レセプト情報による方法で報告を行うこととなっている項目（以下「入院診療実績」という。）に関しては、別添1「令和2年度病床機能報告の実施等について」（令和2年9月30日付け医政地発0930第6号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）において、「令和3年度以降の病床機能報告においては、（中略）報告対象を通年（前年4月～3月分）の実績とする」こととしていたところである。

今般、地域医療構想に関するワーキンググループの議論を踏まえ、入院診療実績の報告内容等について下記のとおり整理したので、貴職におかれては、これらの整理について御了知いただいた上で、本通知の趣旨を貴管内の関係団体及び病床機能報告対象病院等へ周知いただくようお願いする。

また、令和3年度以降の病床機能報告について、具体的な実施スケジュールについては追って示すが、当該年度内にとりまとめ、都道府県に提供することとしており、病床機能報告対象病院等が報告期限を厳守いただけるよう特段の配慮をお願いする。

記

1. 入院診療実績の報告内容及び報告方法について

令和3年度以降、入院診療実績については、前年度（前年4月～3月）の1年分を月別かつ病棟別に報告を求めることとする。これに伴い、取り扱うデータ量が増大することから、以下のとおり、病床機能報告対象病院等の負担軽減を図る

こととする。

- 毎年度、病床機能報告の実施に当たり、国から当該病院等に提供している電子レセプト情報を活用して整理した入院診療実績データについて、令和3年度以降、公費負担医療制度により請求された電子レセプト情報分を含めた上で提供するとともに、病床機能報告の入力画面等において、当該データが報告様式に自動的に表示されるような機能を設け、入力の簡素化を図ることとする。
- 診療報酬請求時の電子レセプトにあらかじめ病棟コードを記録していない医療機関については、国から病棟別の入院診療実績データを提供することができないことから、当面の間、可能な範囲で病棟別に振り分けて報告すれば足りることとする（病院全体の入院診療実績を特定の病棟の診療実績としてまとめて報告して差し支えない）。
- 紙媒体により報告を行っている病床機能報告対象病院等においては、入院診療実績の報告について、月別の数ではなく年間合計数のみ報告すれば足りることとする。

なお、業務効率化を図る観点から、令和5年度を目途に、原則としてWEB等を活用した電子による報告とすることとし、紙媒体による報告については、やむを得ない事情がある場合に限ることとする方針であるため、令和3年度以降、可能な限り電子による報告を要請することとする。

2. その他の報告内容及び報告方法について

従前から1年分（前年7月～6月）の実績の報告を求めてきた新規入院患者数（予定入院・予定外入院別）や救急車の受入件数などについても、入院診療実績と同様、季節変動を踏まえた分析を可能とするため、月別の報告を求めることとする。なお、当面の間、月別の報告は任意とする。

3. 入院診療実績の月別かつ病棟別の報告に向けた今後の対応について

入院診療実績の報告対象期間の通年化に向け、全診療月の入院分の電子レセプトに病棟コードを記録すること等を別添2「病床機能報告制度に関する電子レセプトへの病棟情報の記録の通年化について」（令和2年3月16日付け医政地発0316第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）において、求めてきたところであるが、引き続き、必要な対応をお願いしたい。

なお、国においても令和4年度以降の診療報酬請求において、病床機能報告対象病院等の電子レセプトに病棟コードが確実に記録されるような方策を検討することとしている。